



「第5次滑川町総合振興計画」が示す「豊かな心と文化を育むまちづくり」

滑川町教育大綱



はじめに

今日、我が国における教育を取り巻く社会環境は大きく変化しております。

人口減少や少子・高齢化などの進展が地域社会や家族形態の変容をもたらし、さらには、情報化・グローバル化の進展、厳しさを増す経済情勢や雇用環境、格差の拡大など社会課題は複雑化・高度化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症対策など新たな課題への対応も求められています。

このような中、本町では、これらの諸課題や変化等に的確に対応した、幼児期から学校教育、生涯学習へとつなぐ、豊かな学びの環境の充実を図る各種施策や事業の展開によって、「住んでよかった 生まれてよかった」と思える「住まいるタウン滑川」を目指して、まちづくりに取り組んでいるところです。

この「滑川町教育大綱」は、本町の教育施策の根本となる方針であり、子どもたちが、未来へ飛躍する力の基礎となる確かな学力を身に付け、感性豊かな心と健やかな体を育むことにより、すべての町民の持つ「可能性」を最大限に高め、生涯にわたって活躍できるよう挑戦と飛躍への「チャンス」の最大化を図り、社会の中で活躍する人材を育成していくことを目指すものです。

すべての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に全力投入できる教育環境づくりや、生涯学習の機会充実や学習成果を生かせる仕組みづくり、町民・地域の力を育み、町民が活躍できる場づくりに一層取り組み、教育大綱の基本理念である「豊かな心と文化を育むまちづくり」の実現に努めてまいります。

子どもたちは、滑川の未来を創る、地域の希望です。滑川の子どもたち一人一人が幸せに生き、社会で活躍できるよう、すべての町民で力を合わせ、互いに高め合うつながりをつくり、「チーム滑川」で教育を推進してまいります。

最後に、「町の子どもは町で育てる」意識を共有し、未来に向けての人づくり、町づくりへの御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年2月

滑川町長 吉田 昇

目 次

序章 策定の意義及び趣旨・計画期間・根拠法令	1
1 策定の意義及び趣旨	
2 計画期間・根拠法令	
第1章 基本理念 豊かな心と文化を育むまちづくり	2
1 基本理念の考え方	
2 基本理念	
3 基本方向	
第2章 重点方針 町全体で進める滑川の教育	4
重点方針1 町全体で子どもを育む教育の推進	
重点方針2 滑川町ならではの資源を生かした多様な教育機会の創出	
重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり	
重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障	
滑川町教育大綱 体系	5



自然がいっぱいの滑川町
月の輪小学校5年
杉本賢祐さん

序章 策定の意義及び趣旨・計画期間・根拠法令

1 策定の意義及び趣旨

滑川町教育大綱は、本町の教育に関する総合的な施策の目標や方針として、国の教育振興基本計画を参酌し、「第5次滑川町総合振興計画」「第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、本町の教育に関する総合的な施策の目標や方針を示したものです。

そして、「第3期滑川町教育振興基本計画」に掲げた施策を推進し、本大綱の基本理念である「豊かな心と文化を育むまちづくり」の実現に向けて取り組んでいくことを目的として策定しました。

本町のまちづくりの目標である「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」を実現するため、大綱に基づき、施策を体系化し、総合的に教育を推進していきます。

子どもたち一人一人の個性や意欲を尊重した教育に取り組みながら、情報教育やキャリア教育など社会変化に対応した教育や、自然・歴史・文化など本町の地域資源を生かした教育など、特色ある教育内容の充実に努めていきます。さらに、町民一人一人が自己に合った学習活動に親しみ、その個性と能力を伸ばし、生きがいを持って充実した人生が送れるよう、様々なニーズに対応した生涯学習の機会の充実に努めていきます。

2 計画期間・根拠法令

〔対象期間〕

令和3年度から令和7年度までの5年間

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

第1章 基本理念 豊かな心と文化を育むまちづくり

1 基本理念の考え方

「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」にふさわしい教育の実現へ

本町は、国営武蔵丘陵森林公園を有する緑に覆われた丘陵地をはじめ、滑川や市野川が流れる水辺環境、美しく広がる田園地帯など、水と緑に育まれた豊かな暮らしのある住環境を大切に守ってきました。

この豊かな環境を大切にしながら、滑川町の持つ特徴・魅力を最大限に引き出す様々な施策を展開し、町の財産である子どもたちの教育、生きがいを持って豊かな人生を送るための生涯学習の充実を図り、滑川町総合振興計画の目指す「住まいるタウン滑川」にふさわしい教育を推進します。



1 就学前教育の充実	1. 町立幼稚園の充実 2. 様々な連携による就学前教育の充実
2 学校教育の充実	1. 教育施設・設備の機能向上と維持管理 2. 教育内容の充実 3. 信頼される開かれた学校づくり 4. 時代の変化に対応した教育の充実
3 地域や家庭と連携した教育の充実	1. 家庭・地域における幼児教育の推進 2. 家庭教育・地域ぐるみの教育活動 3. 青少年健全育成の促進
4 生涯学習の充実	1. 推進体制の整備 2. 文化芸術活動への支援 3. 生涯学習施設の整備・活用 4. 各種スポーツ活動の推進 5. 各種スポーツ施設の整備・活用
5 郷土文化の保護・活用	1. 文化財の保護 2. 文化財の活用

2 基本理念

第5次滑川町総合振興計画が掲げるまちづくりの目標「住まいるタウン滑川」の実現に向けて、滑川町の子どもたちが健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、さらに、町民一人一人が、生きがいを持って充実した人生が送れるよう「豊かな心と文化を育むまちづくり」を基本理念とした滑川の教育を進めていきます。

教育大綱の基本理念

豊かな心と文化を育むまちづくり

3 基本方向

基本方向1 社会の変化に対応し、町の特徴を生かしながら、町全体で未来を担う子どもを育む教育を推進する。

グローバル化や人工知能の飛躍的な進歩により、加速度的に変化する社会に応じた教育が重要です。町の子どもたちがより広い視野をもち、予測困難な社会の中で生き抜く力をつける実践的教育が必要です。そこで、今までの学校教育のよい点と今後対応すべき課題や、町の人口動態などを含む社会的変化、地域の特徴である自然とそれに係る文化から、未来を担う子どもにとって望ましい環境づくりを推進します。また、子ども一人一人と向き合い、個に応じた重点的な学習を行い、特別に支援が必要な子どもも含め、個々の状況に応じて個の能力を最大限に引き出す教育の充実を図ります。地域と課題を共有し、地域とともにある学校を目指し、学校、幼稚園と地域が一体となって教育を行うことを重点として取り組みます。

基本方向2 一人一人が生涯を通して、「ひと」、「まち」がつながり合う学びを推進する。

人生100年時代、AIやロボットなど最新テクノロジーを便利に活用する超スマート社会（Society5.0）に向けて、社会が大きく変化する中、町民一人一人が生涯を通じて学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供など、生涯学習社会の実現のための取組が重要です。生涯学習を通して、人づくり、つながりづくり、地域づくりが、本町としても一層必要です。そこで、価値観が多様化する中で、心の豊かさや生きがいの充足の機会、多世代の交流、社会教育施設を通じた様々な施策の展開、社会全体で子どもたちの学びの支援をするなどの教育を「いつでも、どこでも、だれでも」そして、「だれとでも」行うことができる本町の特徴に合わせた特色ある学びの充実を、重点として取り組みます。

第2章 重点方針 町全体で進める滑川の教育

すべての子どもたちが、持続可能な社会について考えを深めながら、未来の創造に向けて、生き生きと活躍できるよう、町全体で滑川の教育を進めます。

重点方針1 町全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が子どもの成長に向けた目標を共有し、連携・協働して子どもの成長を支えます。
- 幼児期から社会的自立に至るまでの子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を創る滑川の子どもを育みます。
- 学校と行政、児童相談所、児童家庭支援センター、医療機関、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

重点方針2 滑川町ならではの資源を生かした多様な教育機会の創出

- 町で継承されてきた独自性のある伝統的な農業と、それに密接に関わって育まれてきた産業や文化、環境などと町民が触れ合うことを通して、豊かな感性や創造性を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる環境や健康などに関する関係機関と町民の協力を得た体験型学習などを通して、子どもたちが職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出したり、町民が心の豊かさや生きがいを持てる取組を支えます。

重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 学校園の施設・設備の見直しを進め、子どもたちが安全で安心して快適に学ぶことができる教育環境を整えるとともに、グローバル化や技術革新が進んだ新時代の到来に対応した教育を行うことができる環境づくりを進めます。
- 学校と家庭、地域、関係機関等が協働して、文化や運動に親しむ機会の創出や、食育の推進に取り組み、子どもたちが文化、運動と食事、休養のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 教職員が誇りや情熱、やりがいを持つとともに、心身が健康で生き生きとした姿で働くことができるよう、教職員の働き方改革を進め、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。
- 学校園と家庭、地域、関係機関等が協働して、文化やスポーツに親しむ機会の創出や、食育の推進に取り組み、子どもたちが文化、運動と食事、休養のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを進めます。

重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障

- 子どもたちが将来の可能性を広げ、夢や希望を持って行う学びや、その成長を支えます。
- いじめや不登校などの課題が複雑化・多様化するとともに、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが増加する中、一人一人の状況に応じたきめ細かな教育が進められるよう専門家をはじめ、様々な人材がチームとして子ども、家庭を支えます。
- すべての町民の持つ「可能性」を最大限高め、生涯にわたって活躍できるよう挑戦と飛躍への「チャンス」の最大化を図れるよう、多様な学びの場の振興や、人生を豊かにし、やりがいを持って取り組むために必要な知識や技能を身に付ける場や機会づくりを進めます。

滑川町教育大綱 体系

第5次滑川町総合振興計画（基本構想）

○まちづくりの目標：住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川

滑川町教育大綱

- 基本理念：豊かな心と文化を育むまちづくり
- ・基本方向1：社会の変化に対応し、町の特徴を生かしながら、町全体で未来を担う子どもを育む教育を推進する。
- ・基本方向2：一人一人が生涯を通して、「ひと」「まち」がつながり合う学びを推進する。

- 重点方針1 町全体で子どもを育む教育の推進
- 重点方針2 滑川町ならではの資源を生かした多様な教育機会の創出
- 重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり
- 重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障



月の輪神社
月の輪小学校6年
小林芽生さん